

山梨大学教育学部 附属学校園

いじめの防止等のための基本的な方針

令和6年8月

令和7年9月 一部改訂

令和8年2月 改訂

山梨大学教育学部附属学校園いじめ問題対策連絡協議会

## 目 次

第1章	目的	……	2
第2章	いじめの定義及びいじめの防止等のための基本理念	……	2
	1 いじめの定義		
	2 いじめ防止等に関する基本理念		
第3章	附属学校園におけるいじめの防止等の対策のための組織	……	3
	1 組織		
	2 教職員の役割		
	3 大学・家庭・地域・関係機関等との連携		
第4章	いじめ防止等のための取組	……	4
	1 未然防止の取組		
	2 早期発見の取組		
第5章	いじめ発生時の対処	……	4
	1 いじめの認知と初動対応		
	2 事実確認		
	3 被害園児児童生徒への支援		
	4 加害園児児童生徒への指導と関係修復		
	5 いじめの解消と継続的見守り		
第6章	重大事態への対処	……	5
	1 重大事態の定義		
	2 初動対応及び報告		
	3 調査の主体及び調査組織		
	4 事実関係を明確にするための調査の実施		
	5 報告・説明及び公表		
	6 再発防止		

## 第1章 目的

いじめは、園児児童生徒の尊厳を著しく損なう行為であり、その生命・心身の健全な発達及び安心して学ぶ権利を脅かす重大な人権侵害である。附属学校園は、いじめの発生を未然に防止するとともに、いじめが発生した場合には、いじめを受けた園児児童生徒の人権及び安全を最優先に守り抜く責務を負う。

山梨大学教育学部附属学校園（以下「附属学校園」という。）は、「いじめほどの園児児童生徒にも、どの学校園でも起こりうる」という認識に立ち、園児児童生徒を取り巻く大人一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校園が一丸となって組織的に対応することを重視する。また、大学、家庭、地域、関係機関等と連携し、社会総がかりでいじめの問題に対峙することを基本姿勢とする。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条及び第 13 条に基づき、「児童の権利に関する条約」、「生徒指導提要（令和 4 年改訂）」を踏まえ、附属学校園におけるいじめの防止、早期発見、対処及び再発防止の取組を総合的かつ効果的に推進するための基本事項を定めるものである。

## 第2章 いじめの定義及びいじめの防止等のための基本理念

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、園児児童生徒に対して、当該園児児童生徒が在籍する学校園に在籍している等、当該園児児童生徒と一定の人的関係にある他の園児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった園児児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに該当するか否かの判断に当たっては、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた園児児童生徒の立場に立ち、その主観的な被害性や苦痛を最も重視するものとする。「一定の人的関係」とは、学校園の内外を問わず、学級、部活動、園生活、塾、スポーツクラブ等、当該園児児童生徒が日常的に関わる人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響に限らず、金品をたかれる、隠される、嫌なことを無理にさせられる等の行為も含む。

### 2. いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、全ての園児児童生徒に関わる問題であり、大人が気付きにくい形で行われることも多いことを踏まえ、附属学校園におけるいじめの防止等の対策は、学校園の内外を問わず行われなければならない。特に、いじめを受けた園児児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であるとの認識に立ち、次の理念に基づき取組を進める。

- (1) いじめは絶対に許されない行為であるとの共通理解の形成
- (2) いじめを受けた園児児童生徒の生命・安全・尊厳を最優先に守ること
- (3) 大学（設置者）、学校園、家庭、地域及び関係機関が連携・協働し、組織的に対応すること
- (4) 加害・被害という二者関係にとどまらず、観衆・傍観者を含む集団全体の問題として捉え、いじめを許容しない学校園風土を形成すること

- (5) 発達段階や特性、個別の背景に十分配慮した支援を行うこと
- (6) 園児児童生徒が安心して悩みや不安を表現し、相談できる環境を整えること

### 第3章 附属学校園におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### 1. 組織

附属学校園は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、各学校園におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。本委員会は、校園長のリーダーシップの下、学校園内の中核的組織として機能し、いじめの未然防止から早期発見、対応、重大事態への対処に至るまで、組織的かつ継続的な取組を推進する。

委員会の構成員は、校園長、副校園長、教務・生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーを基本とし、必要に応じて、大学が配置する生徒指導等アドバイザー、心理・福祉・法務等の専門家、関係機関の担当者の参加を求める。

本委員会は、次の役割を担う。

- ・学校園いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の策定、実施、評価及び改善（PDCA サイクル）
- ・いじめに関する相談・通報窓口としての機能
- ・いじめ及びいじめの疑いに関する情報の収集、整理、共有
- ・いじめ発生時における緊急対応会議の開催及び対応方針の決定
- ・重大事態が疑われる事案への初動対応及び調査体制の整備
- ・大学、保護者、関係機関等との連絡・調整

#### 2. 教職員の役割

全教職員は、「いじめ防止の担い手である」という自覚をもち、日常の教育活動を通して園児児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に見取り、いじめの兆候を見逃さないよう努める。いじめに関する情報や懸念を把握した場合には、個人で判断・対応することなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、組織的対応を徹底する。

また、教職員は、いじめに関する法令、基本方針、対応手順について理解を深め、校内研修等を通して指導力及び対応力の向上を図るとともに、自らの言動が園児児童生徒の尊厳を損なうことのないよう、常に点検を行う。

#### 3. 大学・家庭・地域・関係機関等との連携

附属学校園は、設置者である山梨大学と日常的に連携し、いじめ事案が発生した場合には、大学と一体となって対応に当たる。また、保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の関係機関との連携を強化し、園児児童生徒の安全確保と継続的な支援を行う。

特に、重大事態やそのおそれがある事案については、早期に大学へ報告・相談を行い、必要に応じて関係機関の専門的支援を受けながら対応を進める。進学・進級・転学等に際しては、支援の継続性を確保するため、必要な情報の適切な引継ぎを行う。

## 第4章 いじめ防止等のための取組

附属学校園におけるいじめ防止等の取組は、法第8条の趣旨を踏まえ、園児児童生徒、保護者、地域及び関係機関との連携の下、学校園全体で推進するものとする。取組に当たっては、「生徒指導提要」に示される重層的支援構造を意識し、未然防止、早期発見、早期対応を一体的に進める。

### 1. 未然防止の取組

いじめ防止において最も重要なのは、いじめが起こりにくい学校園風土を形成することである。そのため、道徳教育や特別活動、体験活動をはじめとする全教育活動を通じて、他者を尊重する態度、思いやりの心、多様性を認め合う姿勢を育成する。

また、附属学校園共通の価値である「恕の心（思いやり、許す心）」の育成を重視し、異年齢交流や異校種交流等を通して、豊かな人間関係づくりを推進する。ICTの活用に伴うSNS上のいじめや誹謗中傷についても、情報モラル教育を通じて未然防止を図る。

### 2. 早期発見の取組

いじめの早期発見は、迅速かつ適切な対応の前提である。教職員は、日常的な観察を通して園児児童生徒の表情、言動、人間関係の変化を丁寧に見取り、小さな兆候であっても見逃さず、いじめの疑いとして積極的に認知する。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、園児児童生徒が安心して相談できる体制を整えるとともに、保護者との連携を通して、学校園外での変化についても情報を共有する。

## 第5章 いじめ発生時の対処

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員が責任を抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中心として組織的に対応する。その際、いじめを受けた園児児童生徒の生命・安全・尊厳を最優先に守ることを基本姿勢とする。

### 1. いじめの認知と初動対応

いじめ又はいじめの疑いを認知した場合には、速やかに関係情報を収集・記録し、いじめ問題対策委員会に報告する。必要に応じて緊急対応会議を開催し、被害園児児童生徒の安全確保を最優先とした初動対応を行う。

### 2. 事実確認

適切な役割分担の下、被害園児児童生徒、加害園児児童生徒及び関係者からの聞き取りを行い、時系列に沿って事実関係を整理する。判断にあたっては、被害園児児童生徒の主観的な苦痛を重視し、多角的な視点から確認を行う。

### 3. 被害園児児童生徒への支援

被害園児児童生徒の心情に寄り添い、安心して学校生活を送ることができるよう、居場所の確保や心のケアを行う。保護者と十分に連携し、必要に応じて専門家の支援を受けながら、継続的な支援を実施する。

### 4. 加害園児児童生徒への指導と関係修復

加害園児児童生徒に対しては、いじめ行為が決して許されないことを明確に示しつつ、当該園児児童生徒の成長を促す観点から、教育的配慮の下で指導を行う。関係修復に当たっては、双方の保護者の理解を得た上で、慎重に進める。

### 5. いじめの解消と継続的見守り

いじめの解消については、「行為が止んでいること」及び「被害園児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の双方を満たしているかを確認する。解消後も再発防止の観点から、継続的な見守りを行う。

## 第6章 重大事態への対処

附属学校園は、いじめ防止対策推進法第28条及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」並びに「山梨大学教育学部附属学校園 いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態が発生した場合又はその疑いが生じた場合には、大学（設置者）と緊密に連携し、迅速かつ適切に対応する。

### 1. 重大事態の定義

重大事態とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) いじめにより、当該学校園に在籍する園児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校園に在籍する園児児童生徒が相当の期間（概ね30日を目安とする）欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 園児児童生徒又はその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。  
これらの場合、学校園が「重大事態に該当しない」と判断することは行わず、大学と協議の上、重大事態として対応することを原則とする。

### 2. 初動対応及び報告

重大事態が発生した又はその疑いがあると校園長が判断した場合、校園長は、速やかに設置者である山梨大学に報告する。大学は、学長を通して文部科学省へ報告を行う。

学校園においては、いじめ問題対策委員会を中心として初動対応を行い、被害を受けた園児児童生徒の安全確保を最優先とする。関係する園児児童生徒及び教職員への聞き取りは、二次被害の防止及び人権・プライバシーへの配慮を徹底した上で実施する。

### 3. 調査の主体及び調査組織

重大事態に係る調査の主体は、事案の性質に応じて、大学又は学校園とし、その決定は大学が行う。

大学が調査主体となる場合は、大学に設置された「いじめ問題調査委員会」において調査を実施する。学校園が調査主体となる場合は、当該学校園の「いじめ問題対策委員会」が調査を担い、大学は必要な指導及び支援を行う。

調査組織の構成に当たっては、当該事案の関係者を除外し、必要に応じて第三者的立場にある専門家を加えるなど、公平性・中立性の確保に最大限配慮する。

### 4. 事実関係を明確にするための調査の実施

調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様で行われたか、いじめを生んだ背景事情、園児児童生徒間の人間関係、学校園及び教職員の対応状況等について、可能な限り網羅的かつ客観的に明らかにする。

因果関係の特定を急ぐことなく、客観的事実の把握を重視し、園児児童生徒及び保護者の尊厳とプライバシーに十分配慮しながら調査を進める。

### 5. 報告・説明及び公表

調査結果については、大学及び学校園において共有し、被害園児児童生徒及び保護者に対して、適切な方法で丁寧に説明を行う。また、調査結果及び再発防止策については、個人情報保護に十分留意した上で、必要な範囲において公表する。報道対応については、大学関係部署と連携し、統一的な対応を行う。

### 6. 再発防止

大学及び附属学校園は、調査結果を踏まえ、教育活動及び学校園運営の改善を図るとともに、教職員研修や学校評価に反映させ、同種事態の再発防止に継続的に取り組む。